

大切なお知らせ

このたびの地震で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
お困りごとのご相談につきましては、各担当課等にお尋ねください。

1 水道管から水が漏れている

水道メーターよりも建物側の漏水は、各ご家庭にて水道工事店に修理を依頼してください。

※修理費用はお客様のご負担になります

《水道局コールセンター》 《登録事業者》

【受付時間】

8:00~21:00 年中無休

☎ 0120-411-002



2 トイレが壊れて使えない

市の公共施設のトイレをご利用ください（施設の開館時間帯は利用可能）。仮設トイレは夜間も含め24時間、利用できます。

坂井輪中学校・黒埼北部公民館・黒崎市民会館

3 心身の不調が続いている

保健師がお話をお聞きします。

【受付時間】 平日 8:30~17:30

《西区役所健康福祉課地域保健福祉担当》

☎ 025-264-7453

（毎日24時間）

《新潟県こころの相談ダイヤル》

☎ 0570-783-025

4 住宅の修理について相談したい

ご自宅を建てた工務店や大工さんにご相談ください。
依頼先がない場合は、下記までご連絡ください。

【受付時間】 平日 8:30~17:00

《新潟県建築組合連合会》

☎ 025-266-6650 ☎ 090-1543-7538

☎ 090-3143-9636 《新潟県建築組合連合会下越支部》

☎ 090-3145-5573

5 下水道管の水が流れにくい

《下水道管理センター維持管理課》

【受付時間】 平日 8:30~17:30

☎ 025-281-9060 ☎ 025-281-9062

6 土砂や泥を捨てたい・泥出しを手伝ってほしい

区役所などで無料配布している「土のう袋」に入れて、交通の妨げにならないよう道路脇に置いてください。「土のう袋」は順次回収します。

※中央区の回収については中央区建設課までご連絡ください

《西区役所建設課》

☎ 025-264-7661

《中央区役所建設課》

☎ 025-223-7420

☎ 泥出し等を手伝ってほしい（西区災害ボランティアセンター）

☎ 070-8683-3195 【受付時間】 9:00~16:00

7 災害ごみを捨てたい

2月29日(木)までに以下の清掃センターへ自己搬入いただくと無料で処理できます。 ※り災証明書不要

ーお住まいの区に関わらず受入れー

新田清掃センター(西区)、亀田清掃センター(江南区)
第4赤塚埋立処分地(西区、がれきのみ) 他4施設

《循環社会推進課》

☎ 025-226-1431

《廃棄物対策課》

☎ 025-226-1403

8 市営住宅へ入居したい

被災により現在の住宅に住むことが困難な方に、市営住宅への入居申込受付を行っています。

【受付時間】 8:30~17:30

《住環境政策課》

☎ 025-226-2817

「り災証明書」の申請・交付から 住宅の「応急修理」支援申請・工事実施までの流れ

「り災証明書」とは

自然災害による住家の被害程度等の内容を証明する書類です。義援金・見舞金給付や融資、保険金の請求手続等に使います。

▶「応急修理」の申請に必要です

「応急修理」支援とは

大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊の被害が発生した世帯を対象に、被災した住宅の居室・トイレなど日常生活に不可欠な部分の応急的な修理を支援する制度です。

▶助成の申請には「り災証明書」が必要です

～①は、同時並行で進めることができます～

① 「り災証明書」を申請する

マイポータル、市オンライン申請システム、郵送、窓口で申請できます

《市》エリアごとに住家の屋根や外壁等、外から調査を実施します
=立合い不要・不在でも実施=

《市》「調査済証」をお渡し
=不在の場合はポスト等へ=

《市》「り災証明書」を交付
=判定に疑義がある場合は、再調査の申込が可能=

「り災証明書」の受領

大規模半壊・中規模半壊
半壊・準半壊の判定

全壊・一部損壊の判定→応急修理対象外

※「全壊」であっても、修理することで居住することが可能となる場合は、ご相談ください。

【問い合わせ受付】平日 8:30～17:30

① 「応急修理」支援申請に向けた準備

◎ 被害状況の分かる
「修理前の写真」を撮影

=注意=
事業者へ支払を終えている場合は対象になりません

◎ 相談/申請窓口で
「説明を受ける」+「申請日を予約」

(西区) 西区役所、西出張所、黒崎出張所、中野小屋連絡所

(中央区) 新潟市役所ふるまち庁舎
6階公共建築課

(江南区) 曾野木連絡所

申請日の予約は、窓口で行います

※上記窓口は1月中休まず開設 9:00～17:00

◎ 修理業者に修理内容を相談し
「見積り」を依頼する

【支援の範囲】

日常生活に不可欠な部分の現状復旧
(住家の屋根やドア、上下水道等の配管、トイレ等の衛生設備など)

【追加】1月12日

この他、住宅・車庫などの修理について、新潟市独自の支援を実施します

【支援の限度額】

- ・大規模半壊 (170.6万円)
- ・中規模半壊・半壊 (120.6万円)
- ・準半壊 (64.3万円)

※ 限度額を超える部分、および対象外は自己負担

② 「応急修理」支援申請

③ 「応急修理」工事実施

④ 支払い 《被災者と市が修理業者へ支払》

1/4/31(予定)

4/5日後、概ね発送

【り災証明書の申請】

税制課

☎025-226-1502

【り災証明書の調査】

資産税課

☎025-226-1512

【応急修理】

公共建築課

☎025-226-2880